

# 平成29年度 天龍村営水道水質検査計画

## 1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、浄水場及び水源とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目、浄水場の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 水質基準項目等の省略については、水道法に基づいて実施する。
- (4) 給水栓の検査頻度については水道法に基づき、毎日検査及び省略不可能項目に加え必要な項目とする。
- (5) 浄水場及び水源の検査頻度については、それぞれの状況に応じて設定する。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

施設名	給水区域 (地区名)	給水人口 (人)	水源の名称及び種別		計画1日最大 給水量(m3)
天龍簡易水道					
(平岡地区)	満島・平岡	915	小河内川	表流水	630
(鶯巣地区)	鶯巣	60	芦沢川	伏流水	52
(下山地区)	下山・十久保	21	下山	湧水	32
(向方地区)	向方	69	向方	湧水	44
(福島地区)	福島	35	日代沢	湧水	19
(坂部地区)	坂部	22	間平沢	湧水	19
(中井侍地区)	中井侍	45	水ヶ沢	湧水	20
(大河内地区)	大河内	47	大河内	湧水	35
戸口飲料水供給施設	戸口	19	吉ヶ島	湧水	10
十久保飲料水供給施設	十久保	16	芦沢川	湧水	8
折立飲料水供給施設	折立	11	折立	湧水	4
倉の平飲料水供給施設	倉の平	11	早木戸	湧水	10
大久那飲料水供給施設	大久那	18	田の洞沢	伏流水	11

※給水人口は平成28年度末人口

### 3. 原水及び浄水の水質状況

水源は、13施設で、表流水、伏流水、湧水があるが、すべての水源周辺には汚染源となるような工場、畜産施設下水処理施設等はありません。

### 4. 検査地点

移設名	検査地点	
	給水	原水
天龍簡易水道		
平岡地区	天龍村役場	着水井
鶯巣地区	梅の里ふれあい館	着水井
下山地区	下山集会所	接合井
向方地区	旧天龍村南支所	接合井
中井侍地区	飯伊森林組合天龍事業所	接合井
大河内地区	左閑辺屋	着水井
福島地区	大平元紀宅	着水井
坂部地区	大河内バス停留所	着水井
簡易給水施設		
戸口簡易給水施設	戸口集会所	接合井
十久保簡易給水施設	波田野源六宅	接合井
折立簡易給水施設	折立集会所	着水井
倉の平簡易給水施設	倉平集会所	接合井
大久那飲料水供給施設	大久那集会所	水源

## 5. 検査頻度

### (1) 別表のとおり

※毎日検査については、各地区の住民へ委託しています。

## 6. 臨時検査

### (1) 水源の水質が著しく悪化したとき

### (2) 水源に異常があったとき

### (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき

### (4) 浄水過程に異常があったとき

### (5) 送配水管などの水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

### (6) その他、特に必要があると認められたとき

## 7. 水質検査方法

水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は毎年作成し、役場窓口及びホームページ上にて閲覧出来るようにしておく。

## 9. 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の条件であり、水道水すべてにおいて満たされる必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保する。

水質基準項目の検査頻度（平成29年度）

水質検査地点		浄水水質検査項目							
施設名	採水地点	原水全項目	毎月検査項目	給水全項目	消毒副生物	臭気	アルミニウム	クリプト指標菌	クリプトスポリジウム及びジアルジア
天龍簡易水道 平岡地区	水源	1						4	1
	役場		11	1	3	2	3		
天龍簡易水道 鷹巣地区	水源	1						4	1
	集会所		11	1	3				
天龍簡易水道 下山地区	水源	1						4	1
	集会所		12		4				
天龍簡易水道 向方地区	水源	1						12	4
	支所		12		4				
天龍簡易水道 中井待地区	水源	1			1			4	
	大平元紀宅		11	1	3				
天龍簡易水道 大河内地区	水源	1						4	
	バス停留所		11	1	3				
天龍簡易水道 福島地区	水源	1						4	
	森林組合天龍支所		11	1	3				
天龍簡易水道 坂部地区	水源	1						4	
	左閑辺屋		11	1	3				
簡易給水施設 5地区	集会所等		2		1				

天龍簡易水道（平岡・鶯巣・下山・向方・中井侍・大河内・福島・坂部）

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	省略不可
基 2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	①③
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月	①③
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	①③
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	①④
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	①③
基 8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	①④
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月	①
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	①
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	①③
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	①③
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月	③
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	省略不可
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	①④
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	①④
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	①④
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	①④
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月	①③
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	①③
基 38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	②
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l以下	1回/3月	①③
基 40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	①③
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	①③
基 42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	1回/発生月	⑥
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	1回/発生月	⑥
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	1回/3月	①③
基 45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1回/3月	①③
基 46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/l以下	1回/月	②
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	②
基 48	味	異常でないこと	1回/月	②
基 49	臭気	異常でないこと	1回/月	②
基 50	色度	5 度以下	1回/月	②
基 51	濁度	2 度以下	1回/月	②
毎 1	色	異常でないこと	1回/日	省略不可項目
毎 2	濁り	異常でないこと	1回/日	省略不可項目
毎 3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上	1回/日	省略不可項目

毎月検査

※原水全項目時にクリプトスポリジウム検査実施

消毒副生物12項目

【検査頻度の減少可能項目について】

①原水の水质変化が大きくないと認められた場合は、以下の条件で検査回数を減らすことができます（過去3年で水源の種別、採水地点および浄水方法の変更があった場合は除く）。

・過去3年間の検査結果が基準値の2/10以下の場合は、1年に1回以上に省略できます。

・過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略できます。

②自動機器測定や日常点検等によって連続的に監視、測定および記録をしている場合は、年4回以上に検査回数を減らすことができます。

③過去の検査結果が基準値の1/2以下で、下記のそれぞれの事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかである場合は、①および②の条件にかかわらず、検査を省略することができます。なお、検査を省略した場合であっても概ね3年に1回程度は水质検査を行い、水质の状況に変化がないことを確認することとされています。

※原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし『ホウ素及びその化合物』は海水を原水とする場合、『臭素酸』は浄水処理にオゾン処理を用いる場合、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は除く。

※原水、水源およびその周辺並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第14号の薬品等および第1条第17号の資機材等使用状況。

※原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし、地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。

簡易給水施設（折立・十久保・倉の平・大久那・戸口）

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	100個/ml以下	2回/年	省略不可
基 2	大腸菌	検出されないこと	2回/年	省略不可
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	①③
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月	①③
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	①③
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	①④
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	①③
基 8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	①④
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月	①
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	①
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	①③
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	①③
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	①⑤
基 21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/年	③
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/年	省略不可
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	①④
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	①④
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	①④
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	①④
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月	①③
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	①③
基 38	塩化物イオン	200 mg/l以下	2回/年	②
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l以下	1回/3月	①③
基 40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	①③
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	①③
基 42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	1回/発生月	⑥
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	1回/発生月	⑥
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	1回/3月	①③
基 45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1回/3月	①③
基 46	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/l以下	2回/年	②
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	2回/年	②
基 48	味	異常でないこと	2回/年	②
基 49	臭気	異常でないこと	2回/年	②
基 50	色度	5 度以下	2回/年	②
基 51	濁度	2 度以下	2回/年	②
毎 1	色	異常でないこと	8回/月	簡給のため
毎 2	濁り	異常でないこと	8回/月	簡給のため
毎 3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上	8回/月	簡給のため

2回/年

簡給のため実施しない

消毒副生物12項目 1回/年

【検査頻度の減少可能項目について】

①原水の水質変化が大きくないと認められた場合は、以下の条件で検査回数を減らすことができます（過去3年で水源の種類、採水地点および浄水方法の変更があった場合は除く）。

・過去3年間の検査結果が基準値の2/10以下の場合は、1年に1回以上に省略できます。

・過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略できます。

②自動機器測定や日常点検等によって連続的に監視、測定および記録をしている場合は、年4回以上に検査回数を減らすことができます。

③過去の検査結果が基準値の1/2以下で、下記のそれぞれの事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかである場合は、①および②の条件にかかわらず、検査を省略することができます。なお、検査を省略した場合であっても概ね3年に1回程度は水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認することとされています。

※原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし『ホウ素及びその化合物』は海水を原水とする場合、『臭素酸』は浄水処理にオゾン処理を用いる場合、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は除く。

※原水、水源およびその周辺並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第14号の薬品等および第1条第17号の資機材等使用状況。

※原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし、地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。

※原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし、湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、2項目を産出する藻類の発生状況を含む。